

平成22年 No.29

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程の全部を改正する規程

制定理由

点検評価の実施方法及び体制の見直しに伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成22年 4 月 21 日 役員会 審議・承認

平成22年 5 月 12 日 教育研究評議会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程の全部を改正する規程を次のように制定する。

平成22年 5 月13日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成22年規程第19号

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程の全部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程（平成16年規程第17号）の全部を次のように改正する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）第2条に規定する大学が自ら行う点検及び評価（以下「自己点検評価」という。）、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項及び第3項に規定する認証評価（以下「認証評価」という。）並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条及び第34条に規定する各事業年度及び中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「法人評価」という。）の実施等に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

（実施体制）

第2条 自己点検評価を実施し、並びに認証評価及び法人評価を受けるために必要な業務は、役員会の求めに応じて、点検評価室が行う。

第2章 自己点検評価

（自己点検評価の実施）

第3条 自己点検評価は、次に掲げることについて、年度単位で実施するものとする。

- (1) 諸活動等の点検評価（教育活動，研究活動，社会貢献活動，国際交流活動及び大学運営（以下「諸活動等」という。）についての組織的な状況に関する点検及び評価をいう。）
- (2) 教員の総合的業績評価（大学教員及び附属学校教員に係る諸活動等の個人業績について総合的に行う点検及び評価をいう。）

（諸活動等の点検評価）

第4条 諸活動等の点検評価は、点検評価室が点検評価を行う組織の単位、点検評価の項目、様式、手続きの詳細その他必要な事項を定め、実施する。

2 諸活動等の点検評価を行う組織を代表する者は、所定の期日までに自己点検報告書を点検評価室長に提出する。

3 点検評価室は、前項の自己点検報告書を整理し学内に公表するとともに、自己点検報告書を分析し、その結果を学長に報告する。

4 学長は、前項の報告に基づき評価結果案を作成し、経営協議会又は教育研究評議会の議を経て、評価結果を決定する。

5 前項までの規定のほか、大学院連合学校教育学研究科及び各附属学校にあっては、それぞれの組織において諸活動等の点検評価を実施することができる。

6 大学院連合学校教育学研究科又は各附属学校を代表する者は、前項の諸活動等の点検評価を実施し、評価結果を決定したときは、学長に報告しなければならない。

（教員の総合的業績評価）

第5条 教員の総合的業績評価は、常勤の大学教員及び附属学校教員を対象として各学系（教育実践創成講座及び施設・センターについては、総合教育科学系に含む。）又は各附属学校が、実施する。

2 前項の教員の総合的業績評価の実施については、役員会が定める指針及び基準等によるほか、必要な事項は、役員会又は各学系若しくは各附属学校において別に定める。

（自己点検評価結果の公表）

第6条 自己点検評価の評価結果は、ウェブサイトの利用その他広く周知を図ることができる方法により学内外に公表するものとする。ただし、教員の総合的業績評価による教員個別の評価結果は、本人、学長及び学長が必要と認めた者以外に対して公表しない。

（自己点検評価結果の活用）

第7条 学長は、自己点検評価の評価結果に基づき、優れた取組み及び改善を要する事項に対して所要の措置を講ずるものとする。

（外部評価）

第8条 学長が必要と認めるときは、自己点検評価の結果に基づき、外部評価（自己点検評価の一環として行う学外者による評価及び検証をいう。）を行うことができる。

2 外部評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 認証評価及び法人評価

（認証評価及び法人評価への対応）

第9条 認証評価及び法人評価を受けるにあたっては、評価機関等の示す実施要領

等に基づき、点検評価室が、本学の対応について、その詳細を定めるものとする。

- 2 点検評価室は、学内の組織に対して、認証評価及び法人評価への対応のために必要な点検及び評価の実施、資料・データの提出等を求めることができる。

(評価結果の公表)

- 第10条 認証評価及び法人評価の評価結果等は、ウェブサイトの利用その他広く周知を図ることができる方法により学内外に公表するものとする。

(評価結果の活用)

- 第11条 学長は、認証評価及び法人評価の評価結果に基づき、改善が必要なものについては、その改善に努めなければならない。

第4章 改善措置等

(改善措置の提言)

- 第12条 点検評価室は、自己点検評価、認証評価及び法人評価の評価結果に基づき、学長に対し、改善を要する事項等に関する改善措置等の提言を行うことができる。

(監事の監査)

- 第13条 監事は、自己点検評価、認証評価及び法人評価の評価結果に基づき策定された改善措置の有効性について、監査する。

(室員等の義務)

- 第14条 自己点検評価の実施にかかわる点検評価室員その他の者は、自己点検評価の対象となる者の基本的人権に配慮するとともに、守秘義務を遵守しなければならない。

(評価資料及びデータ)

- 第15条 点検評価室は、自己点検評価、認証評価及び法人評価により得られた資料及びデータを、適切な方法により集計、分析及び保管する。

(規程の改廃)

- 第16条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年5月13日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 次に掲げる要項は、廃止する。
 - (1) 国立大学法人東京学芸大学点検評価会議教育活動部会要項（平成20年4月23日制定）
 - (2) 国立大学法人東京学芸大学点検評価会議研究活動部会要項（平成20年4月23日制定）
 - (3) 国立大学法人東京学芸大学点検評価会議社会貢献活動部会要項（平成20年4月23日制定）

- (4) 国立大学法人東京学芸大学点検評価会議国際交流活動部会要項（平成20年 4 月23日制定）
- (5) 国立大学法人東京学芸大学点検評価会議大学運営部会要項（平成20年 4 月23 日制定）
- (6) 国立大学法人東京学芸大学外部評価実施要項（平成19年 1 月25日制定）

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程の全部改正（案）について

改正理由：点検評価の実施方法及び体制の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正 (案)	現 行
第1章 総則 (趣旨) 第1条 東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）第2条に規定する大学が自ら行う点検及び評価（以下「自己点検評価」という。）、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項及び第3項に規定する認証評価（以下「認証評価」という。）並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条及び第34条に規定する各事業年度及び中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「法人評価」という。）の実施等に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。	第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）第2条第3項の規定に基づき、東京学芸大学（以下「本学」という。）における自己点検評価、外部評価及び第三者評価並びにそれらの評価結果に係る検証（以下「大学評価」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。 (目的) 第2条 大学評価は、本学の教育活動、研究活動、社会貢献活動及び国際交流活動の質的向上を図り、大学運営全般の改善に資するとともに、本学の諸活動を活性化させ、もって本学の基本理念に沿った目標を達成し、常に社会からの負託に応えることを目的とする。 (定義) 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 自己点検評価 次に掲げる組織又は活動内容等の区分により、自ら行う点検及び評価をいう。 ア 部局 イ 委員会組織 ウ 教育活動、研究活動、社会貢献活動、国際交流活動及び大学運営（以下「諸活動等」という。） エ 教員個人の総合的な業績 (2) 外部評価 本学が主体となる自己点検評価の一環として行う学外者による評価及び検証をいう。 (3) 第三者評価 国立大学法人評価委員会並びに独立行政法人大学評価・学位授与機構、財団法人大学基準協会その他の認証評価機関等が行う学外者による評価及び検証をいう。 (4) 部局 各学系、特別支援教育特別専攻科、教職大学院（大学院教育学研究科

(実施体制) 第2条 自己点検評価を実施し、並びに認証評価及び法人評価を受けるために必要な業務は、役員会の求めに応じて、点検評価室が行う。	教育実践創成専攻) (以下「教職大学院」という。), 大学院連合学校教育学研究科, 附属図書館, 各施設・センター, 各附属学校及び事務局をいう。 第2章 点検評価体制 第1節 点検評価会議 (点検評価会議) 第4条 国立大学法人東京学芸大学役員会の下に, 第2条に定める目的を達成するため, 必要な事項を審議する点検評価会議を置く。 (審議事項) 第5条 点検評価会議は, 次に掲げる事項を審議する。 (1) 自己点検評価及び外部評価の年度活動方針の策定に関すること。 (2) 自己点検評価並びに外部評価の企画・立案, 評価項目の設定・実施及びその結果の公表に関すること。 (3) 自己点検評価項目及び評価基準の例示に関すること。 (4) 第三者評価への対応及びその結果の公表に関すること。 (5) 第3条第1号から第3号までの点検及び評価の結果に基づく学長への報告に関すること。 (6) 改善の達成度の検証結果に基づく学長への改善についての提言に関すること。 (7) 点検及び評価に対する意識の啓発活動に関すること。 (8) その他点検及び評価に関すること。 (組織) 第6条 点検評価会議は, 次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 理事及び副学長 (2) 学系長 (3) 附属図書館長 (4) 大学院連合学校教育学研究科長 (5) 点検評価室長 (6) 第11条第1項第1号から第5号までに規定する部会の部会長 (7) 各学系選出の教育研究評議会評議員が互選した者 各1名 (8) 附属学校運営参事 (9) 学長が委嘱する教員 若干名 (10) 事務局長 (11) 総務部長 (12) 学務部長 (任期)
---	---

第2章 自己点検評価 (自己点検評価の実施) 第3条 自己点検評価は、次に掲げることについて、年度単位で実施するものとする。 (1) 諸活動等の点検評価（教育活動、研究活動、社会貢献活動、国際交流活動及び大学運営（以下「諸活動等」という。）についての組織的な状況に関する点検及び評価をいう。） (2) 教員の総合的業績評価（大学教員及び附属学校教員に係る諸活動等の個人業	第7条 前条第9号の委員の任期は、学長が定めるものとし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (議長等) 第8条 点検評価会議に議長及び副議長を置き、議長は理事（総務等担当）をもって充て、副議長は議長が指名する。 2 議長は、点検評価会議を招集する。 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。 (会議) 第9条 点検評価会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。ただし、第6条第11号及び第12号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (委員以外の者の出席) 第10条 点検評価会議は、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。 第2節 点検評価会議部会 (部会) 第11条 本学における諸活動等の自己点検評価を実施するため、点検評価会議に、次に掲げる部会を置く。 (1) 教育活動部会 (2) 研究活動部会 (3) 社会貢献活動部会 (4) 国際交流活動部会 (5) 大学運営部会 2 部会に関し必要な事項は、会議が別に定める。 第3章 自己点検評価 第1節 自己点検評価の実施 (自己点検評価の実施) 第12条 自己点検評価は、次条から第18条までに定めるところにより、年度単位で実施し、実施者は当該年度分の評価結果を所定の書式により所定の時期までに点検評価会議に提出しなければならない。
--	---

績について総合的に行う点検及び評価をいう。)

第2節 部局の点検及び評価 (部局の点検及び評価)	
第13条 部局の点検及び評価は、点検評価会議が例示した評価項目を参考として、次表左欄に定める区分により、同表右欄に定める者が実施する。	
学系	学系長
学系の講座又は分野 学群の教室及び大学院教育学研究科の専攻（教職大学院を除く。）	主任又は代表
特別支援教育特別専攻科	総合教育科学系長
教職大学院	教職大学院長
大学院連合学校教育学研究科	大学院連合学校教育学研究科長
附属図書館	附属図書館長
施設・センター	施設・センターの長
附属学校	附属学校全体については、附属学校運営参事
	校長（幼稚園にあっては、園長）
事務局	事務局長
2 前項に定めるもののほか、部局の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。	
第3節 委員会組織の点検及び評価 (委員会組織の点検及び評価)	
第14条 委員会組織の点検及び評価は、点検評価会議が例示した評価項目を参考として、当該委員会組織の長が実施する。	
2 前項の点検及び評価の対象となる委員会組織は、別に定める。	
3 前2項に定めるもののほか、委員会組織の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。	

(諸活動等の点検評価) 第4条 諸活動等の点検評価は、点検評価室が点検評価を行う組織の単位、点検評価の項目、様式、手続きの詳細その他必要な事項を定め、実施する。 2 諸活動等の点検評価を行う組織を代表する者は、所定の期日までに自己点検報告書を点検評価室長に提出する。 3 点検評価室は、前項の自己点検報告書を整理し学内に公表するとともに、自己点検報告書を分析し、その結果を学長に報告する。 4 学長は、前項の報告に基づき評価結果案を作成し、経営協議会又は教育研究評議会の議を経て、評価結果を決定する。 5 前項までの規定のほか、大学院連合学校教育学研究科及び各附属学校にあっては、それぞれの組織において諸活動等の点検評価を実施することができる。 6 大学院連合学校教育学研究科又は各附属学校を代表する者は、前項の諸活動等の点検評価を実施し、評価結果を決定したときは、学長に報告しなければならない。 (教員の総合的業績評価) 第5条 教員の総合的業績評価は、常勤の大学教員及び附属学校教員を対象として各学系（教育実践創成講座及び施設・センターについては、総合教育科学系を含む。）又は各附属学校が、実施する。 2 前項の教員の総合的業績評価の実施については、役員会が定める指針及び基準等によるほか、必要な事項は、役員会又は各学系若しくは各附属学校において別に定める。 (自己点検評価結果の公表) 第6条 自己点検評価の評価結果は、ウェブサイトの利用その他広く周知を図ることができる方法により学内外に公表するものとする。ただし、教員の総合的業績評価による教員個別の評価結果は、本人、学長及び学長が必要と認めた者以外に対して公表しない。 (自己点検評価結果の活用) 第7条 学長は、自己点検評価の評価結果に基づき、優れた取組み及び改善を要する事項に対して所要の措置を講ずるものとする。	第4節 諸活動等の点検及び評価 (諸活動等の点検及び評価) 第15条 諸活動等の点検及び評価は、点検評価会議が例示した評価項目を参考として、第11条第1項各号の部会の部会長が実施する。 2 前項に定めるもののほか、諸活動等の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。 第5節 教員の総合的業績評価 (教員の総合的業績評価) 第16条 大学教員及び附属学校教員に係る諸活動等の個人業績について総合的に行う点検及び評価（以下「総合的業績評価」という。）は、常勤の大学教員及び附属学校教員を対象として部局（教育実践創成講座及び施設・センターについては、総合教育科学系を含む。）が、実施する。 2 前項の点検及び評価の実施については、点検評価会議が定める指針及び基準等によるほか、必要な事項は、点検評価会議又は部局において別に定める。 第6節 点検評価結果の報告、活用等 (点検評価結果の報告及び公表) 第17条 点検評価会議は、自己点検評価について結果の整理及び分析を行い、学長に報告するとともに、刊行物その他広く周知を図ることができる方法により学内外に公表するものとする。ただし、総合的業績評価による教員個別の評価結果は、本人、学長、所属の長及び学長が必要と認めた者以外に対して公表しない。 (自己点検評価結果の活用) 第18条 学長、部局の長及び委員会組織の長は、自己点検評価の結果に基づき、優れた取組み並びに改善を要する事項に対して所要の措置を講ずるものとする。（改善についての提言等） 第19条 点検評価会議は、前条のうち改善を要する事項について、達成度の検証を行い、十分な改善が認められない場合は、意見申立ての機会を設けた後、必要
--	--

第8条 学長が必要と認めるときは、自己点検評価の結果に基づき、外部評価（自己点検評価の一環として行う学外者による評価及び検証をいう。）を行うことができる。

第3章 認証評価及び法人評価 (認証評価及び法人評価への対応)

2 点検評価室は、学内の組織に対して、認証評価及び法人評価への対応のために必要な点検及び評価の実施、資料・データの提出等を求めることができる。

第10条 認証評価及び法人評価の評価結果等は、ウェブサイトの利用その他広く周知を図ることができる方法により学内外に公表するものとする。

第26条 学長、部局の長及び委員会組織の長は、第三者評価の結果に基づき、改

第11条 学長は、認証評価及び法人評価の評価結果に基づき、改善が必要なものについては、その改善に努めなければならない。 第4章 改善措置等 (改善措置の提言) 第12条 点検評価室は、自己点検評価、認証評価及び法人評価の評価結果に基づき、学長に対し、改善を要する事項等に関する改善措置等の提言を行うことができる。 (監事の監査) 第13条 監事は、自己点検評価、認証評価及び法人評価の評価結果に基づき策定された改善措置の有効性について、監査する。 (室員等の義務) 第14条 自己点検評価の実施にかかわる点検評価室員その他の者は、自己点検評価の対象となる者の基本的人権に配慮するとともに、守秘義務を遵守しなければならない。 (評価資料及びデータ) 第15条 点検評価室は、自己点検評価、認証評価及び法人評価により得られた資料及びデータを、適切な方法により集計、分析及び保管する。 (規程の改廃) 第16条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。 附 則 1 この規程は、平成 年 月 日から施行し、平成22年4月1日から適用する。 2 次に掲げる要項は、廃止する。 (1) 国立大学法人東京学芸大学点検評価会議教育活動部会要項（平成20年4月23	善が必要なものについては、その改善に努めなければならない。 第6章 庶務等 (庶務) 第27条 点検評価会議の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部総務課が処理する。 2 第11条第1項第1号の部会の庶務は学務部学務課、同項第2号の部会の庶務は教育研究支援部教育研究支援課、同項第3号の部会の庶務は総務部広報連携協力課、同項第4号の部会の庶務は学務部国際課、同項第5号の部会の庶務は総務部総務課においてそれぞれ処理する。 3 その他部局の点検及び評価の庶務は、当該部局において処理する。 (規程の改廃) 第28条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。ただし、第4条から第11条まで並びに第27条第1項及び第2項の規定の改正は、役員会の議を経て学長が定める。 (雑則) 第29条 この規程に定めるもののほか、大学評価及び点検評価会議の運営に関し必要な事項は、点検評価会議が別に定める。
--	---

日制定) (2) 国立大学法人東京学芸大学点検評価会議研究活動部会要項 (平成20年 4 月23 日制定) (3) 国立大学法人東京学芸大学点検評価会議社会貢献活動部会要項 (平成20年 4 月23日制定) (4) 国立大学法人東京学芸大学点検評価会議国際交流活動部会要項 (平成20年 4 月23日制定) (5) 国立大学法人東京学芸大学点検評価会議大学運営部会要項 (平成20年 4 月23 日制定) (6) 国立大学法人東京学芸大学外部評価実施要項 (平成19年 1 月25日制定)	
--	--